

東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の  
指定（調理冷凍食品）の一部改正（案）について（概要）

1 趣旨及び目的

第 19 次東京都消費生活対策審議会答申「食品の原料原産地表示のあり方について」（平成 20 年 4 月 30 日）を受けて、都民の安心かつ適正な食品選択の確保という観点から、東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定（調理冷凍食品）の一部改正を行います。

2 改正の主な内容

国内で製造され、東京都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品に対し、新たに原料原産地名の表示を義務付けるため、以下のとおり改正を行います。

1	対象品目	調理冷凍食品
2	表示すべき事項	原料原産地名
3	表示すべき原材料の範囲	(1) 原材料の重量に占める割合上位 3 位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が 5 % 以上のもの
		(2) (1)に関わらず商品名にその名称が付された原材料
4	表示すべき原材料の種類 (業務用を使用する場合を含む。)	(1) 生鮮食品品質表示基準第 2 条（平成 1 2 年農林水産省告示第 5 1 4 号）で規定する生鮮食品
		(2) 加工食品品質表示基準（平成 1 2 年農林水産省告示第 5 1 3 号）別表 2 に掲げる品目
		(3) かつおのふし及びかつお削りぶし 農産物漬物 うなぎ加工品 野菜冷凍食品
5	表示の方法	(1) 包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルのちょう付その他の方法により表示するものとします。
		(2) ただし、(1)の方法による包装への表示が極めて困難な場合は、代替的な情報提供をする旨を記載して、かつ、その情報を情報処理の用に供する機器等により提供することも可能です。
6	施行日 経過措置	(1) この告示は、8 月末に公示し、公示の日から施行する予定です。
		(2) ただし、公示の日から 9 ヶ月後の日以前に製造された調理冷凍食品については、その表示すべき事項を従前の例によることができるよう経過措置を設けます。